

別表第1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
1 虚偽記載 本市契約に係る文書等に虚偽の記載又は記録をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該事実又は行為を知った日から 3か月
2 過失による粗雑履行 本市契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	当該事実又は行為を知った日から 3か月
3 契約違反 第2号に掲げる場合のほか、本市契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該事実又は行為を知った日から 3か月
4 公衆損害事故 本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 (1) 死亡者を出し、又は火災等により重大な損害を与えたとき。 (2) 負傷者を出し、又は(1)に至らない損害を与えたとき。	当該事実又は行為を知った日から 3か月 1か月
5 契約関係者事故 本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 (1) 死亡者を出したとき。 (2) 負傷者を出したとき。	当該事実又は行為を知った日から 1か月 2週間
6 落札決定後の契約辞退 本市契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、落札の決定後に契約締結の辞退をしたとき。	当該事実又は行為を知った日から 3か月
7 賃金又は下請代金等の未払い 本市契約に係る賃金又は下請代金等の未払いについて、支払うことを内容とする判決等が確定し、なおそれに従わないとき。	当該事実又は行為を知った日から 支払いの完了が確認できるまで
8 本市契約以外の業務（以下「一般業務」という。）における事故 一般業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、若しくは損害を与え、又は業務関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、その事実が重大であると認められるとき。	当該事実又は行為を知った日から 1か月
9 その他 本市契約において、前各号に準ずる行為等により、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該事実又は行為を知った日から 前各号に準じて定める期間

別表第2 贈賄、不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>1 贈賄</p> <p>(1) 本市職員に対する贈賄 有資格者である個人若しくは法人又は有資格者である法人の役員、支店若しくは営業所を代表する者若しくはその使用人（以下「有資格者等」という。）が、本市の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(2) 本市職員を除く公共機関の職員に対する贈賄 有資格者等が、本市職員を除く公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア イ以外の有資格者等</p> <p>イ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2 4 か月</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 か月</p> <p>3 か月</p>
<p>2 独占禁止法違反行為</p> <p>有資格者等が、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号若しくは第 19 条に違反し、排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、又は同法違反の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで告発されたとき。</p> <p>(1) 本市契約に関するもの</p> <p>(2) (1) 以外のもの</p>	<p>当該事実を知った日から</p> <p>()内は逮捕又は告発の場合</p> <p>1 0 か月 (1 2 か月)</p> <p>6 か月 (8 か月)</p>
<p>3 談合</p> <p>有資格者等が、刑法（談合又は公契約関係競売等妨害）又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 本市契約に関するもの</p> <p>(2) (1) 以外のもの</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>1 2 か月</p> <p>8 か月</p>
<p>4 あっせん利得処罰法違反行為</p> <p>有資格者等が、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 本市契約に関するもの</p> <p>(2) (1) 以外のもの</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>1 2 か月</p> <p>3 か月</p>

措 置 要 件	期 間
<p>5 市会の告発 次の（１）又は（２）に掲げる場合に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 （１）有資格者等が本市の市会から告発されたとき。 （２）（１）に該当する場合において、告発に係る事件に関して公訴を提起されたとき。</p>	<p>告発から 公訴の提起がされるまで。ただし、12 か月を超える場合は12 か月 公訴の提起から 12 か月以内</p>
<p>6 建設業法その他業務関連法令違反行為 （１）有資格者等が、建設業法その他業務関連法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 本市契約に関するもの イ ア以外のもの（別表第1第8号に該当する場合を除く） （２）建設業法その他業務関連法令に違反し国土交通省地方整備局長又は都道府県知事等の監督官庁から行政処分を受けたとき。 ア 本市契約に関するもの イ ア以外のもの</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 8か月 2か月 行政処分を知った日から 4か月 1か月</p>
<p>7 その他の業務に係る違法行為 有資格者等が、業務に関し、刑法違反（公文書偽造、私文書偽造、詐欺、背任、偽計業務妨害）、商法違反、税法違反、補助金適正化法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 本市契約に関するもの イ ア以外のもの</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 8か月 2か月</p>
<p>8 談合等不正行為の確認 有資格者等が談合等不正行為を行った事実を、本市公正入札調査委員会を確認したとき。</p>	<p>当該事実を確認した日から 10か月</p>
<p>9 不正又は不誠実な行為 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該事実又は行為を知った日から 前各号に準じて定める期間</p>